

平成25年第7回 苓北町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 平成25年 7月25日 (木)
午前9時30分 から 午前10時29分
2. 開催場所 苓北町役場2階庁議室
3. 本日の出席委員 (12名)

1番	田中安雄	2番	池崎計介
3番	錦戸幸春	4番	大仁田金次
5番	内尾明美	6番	福田正明
7番		8番	
9番	福山健	10番	
11番	塚田修彦	12番	渡邊和人
13番	春本一喜	14番	山下時義
15番	岡村貞夫 (会長)		
4. 本日の欠席委員 (3名)

7番	山本政人	8番	田中文彦
10番	小野陽一		
5. 議事日程
 - 日程第1. 議事録署名委員及び総会書記の指名について
 - 日程第2. 議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 日程第3. 議案第18号 農用地利用集積計画の認定について
 - 日程第4. その他
6. 総会書記 (農業委員会事務局職員)
事務局長 吉村文雄・局長補佐 坂本重志・参事 田尻龍一

7. 会議の概要

1. 開 会

開会午前9時30分

事務局 おはようございます。定刻になりましたので、ただ今から平成25年第7回の農業委員会総会を開会致します。
はじめに、岡村会長よりご挨拶をお願い致します。

岡村会長 おはようございます。毎日猛暑が続いております。委員皆様方くれぐれもお体をご自愛をいただきたいと思っております。参議院選挙も終わりました、マレーシアに於いて環太平洋連携協定 TPP 交渉会合に初めて日本が合流することになりました。米、麦、牛豚肉、乳製品、サトウキビなど甘味資源作物の重要5品目を関税撤廃の例外にすることを柱とする日本の主張が最大限に展開できるかにかかっております。今日の25日が最終日と報道されております。それでは、議事録署名委員及び総会書記の指名でございますが、事務局の方から話をさせていただいてからしましょうかね。

事務局 はい、ありがとうございます。

本日は7番山本政人委員さん、8番田中文彦委員さん、10番小野陽一委員さんより欠席の連絡をいただいております。出席委員は15名中12名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、苓北町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めるとなっておりますので、以降の議事の進行は岡村会長にお願い致します。よろしくお願い致します。

2. 議事録署名委員及び総会書記の指名

議 長 議事録署名委員及び総会書記の指名でございます。

これより議事に入ります。それでは、議事日程第1の議事録署名委員及び総会書記の指名でございますが、私から指名させて頂いてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 それでは、14番の山下時義委員さんと1番田中安雄委員さんをお願いを致します。本日の会議書記には、農業委員会事務局の吉

村氏、坂本氏、田尻氏を指名を致します。

3, 議 事

議 長 それでは、日程第2. 議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題と致します。
事務局に説明を求めます。

事務局 はい、日程第2. 議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。

3ページをお開き下さい。譲受人は議案記載のとおりであり、譲渡人も議案記載のとおりです。申請物件の表示は、上津深江の畑1筆1, 366㎡の内654.52㎡です。転用の目的は個人住宅です。権利を設定し又は移転しようとする理由の詳細は、現在借家での生活であり、部屋が狭く、これからの子育てや生活環境を考えた時に、両親の住居の近くで、野菜栽培等ができる場所に新居を建築したいと考えたため。というものです。

場所及び資料につきましては、4ページから10ページに図示しております。

農地法に基づく農地転用の許可の検討事項の転用目的及び使用目的の実現性の適否ですが、土地の選定、申請事由の妥当性及び被害防除対策についても、事業計画、資金計画、位置図、平面図、字図、配置図、排水同意書等関係書類も添えられており審議要点については、現地確認、書類審査、本人への聞き取り等の結果適当であると判断しております。農用地区分は農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地の理由から第2種農地と判断しております。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。委員皆様ご存じのとおり先般町長よりの合議を求められておりました用地でございます。農振農用地の除外申請が許可されまして、今回の申請となったわけでございます。この件につきましてご意見のある方は挙手をお願いを致します。

議 長 ございませんか。
無いようでございますので、この件についての賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議長 はい、全員賛成でございますので許可することにいたします。
続きまして、日程第3 議案第18号農用地利用集積計画の認定についてを上程致します。事務局に説明を求めます。
利用権設定の協議に入ります前に、塚田修彦委員さんが該当になっておりますので決定するまで一応退席をお願いいたします。

(塚田委員退席)

事務局 それでは、日程第3 議案第18号 農用地利用集積計画の認定についてご説明致します。13ページをお開き下さい。
新規設定で整理番号1番から5番までございます。
利用権の設定を受ける者は、全て円滑化団体です。設定する土地の所在は1番が志岐の田5筆2, 877㎡、2番が志岐の田、1筆600㎡です。利用内容は1番、2番とも小麦、水稻作付です。期間は10年5ヶ月です。3番が都呂々の田、1筆1, 383㎡です。利用内容は飼料作物の作付です。期間は10年5ヶ月です。4番が坂瀬川の田1筆440㎡、5番が坂瀬川の田1筆686㎡です。利用内容は4番、5番とも飼料作物と水稻作付です。期間は6年5ヶ月です。利用権の種類は1番から5番まで賃借権です。
14ページをお開き下さい。
再設定で1件ございます。利用権を受ける者は円滑化団体です。設定する土地の所在は坂瀬川の田1筆2, 387㎡です。利用権の種類は賃借権です。利用内容は水稻作付です。期間は10年5ヶ月です。
15ページをお開き下さい。
転貸で1番から4番までございます。14ページ、15ページで新規及び再設定で円滑化団体が借り受けた農地を個人へ貸し出すものです。内容につきましては記載のとおりです。以上でございます。

議長 はい、ありがとうございました。この件につきましてご意見のある方は挙手をお願いを致します。

議長 ございませんか。(はいの声あり)
無いようでございますので、この件について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、許可することに致します。
それでは塚田さんに入室を許可いたします。

(塚田委員入室)

議 長 議案につきましては以上でございますが、事務局から他にございましたらお願いをいたします。

事務局 はい、それでは、その他の事項でご説明致します。

(資料により説明する)

- 1 平成25年度農地集積実践活動支援事業について
- 2 平成25年度耕作放棄地解消緊急対策事業(用途転換促進事業)について
- 3 その他

次回農業委員会総会予定

平成25年 8月26日(月) 午前9時30分

議 長 農業委員会の議題は以上でございます。以上をもちまして平成25年第7回総会を閉会いたします。

閉会午前10時29分

右は総会会議の顛末に相違ないことを証し署名する

会 長 _____

署 名 委 員 _____

署 名 委 員 _____

